「介護老人福祉施設　琴江荘」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
（徳島県指定 第３６７０４０００４７号）

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3・4・5」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

１．施設経営法人．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．１
２．ご利用施設．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．２
３．居室の概要．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．２
４．職員の配置状況．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．３
５．当施設が提供するサービスと利用料金．．．．．．．．．．．．．．．．．．４
６．施設を退所していただく場合（契約の終了について）．．．．．．．．．12
７．残置物引取人．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．14
８．苦情の受付について．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．14
９．事故発生時の対応について．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．15

１．施設経営法人

（１）法人名　　社会福祉法人　阿南福祉会
（２）法人所在地　　徳島県阿南市宝田町金剛寺４３番地
（３）電話番号　　０８８４－２２―５６５６
（４）代表者氏名　　理事長　岸　　彰
（５）設立年月　　昭和４７年　１月１０日

２．ご利用施設

（１）施設の種類　　指定介護老人福祉施設・平成１２年４月１日指定
徳島県　第３６７０４０００４７号

（２）施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設を、ご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

（３）施設の名称　　特別養護老人ホーム　　琴江荘

（４）施設の所在地　　徳島県阿南市宝田町今市金剛寺３８番地１

（５）電話番号　　０８８４－２３－１２００（代）

（６）施設長（管理者）　　氏名　　仁　尾　圭　一

（７）当施設の運営方針

①利用者の価値観を尊重した処遇 ②自己実現を感じられる生活の場での生き甲斐づくり ③行事などを通じての家族・地域との積極的なふれあいによる安心感 ④各種在宅事業等の取り組み、地域や関係機関との連携強化による福祉サービス拠点としての施設機能の確立

（８）開設年月　　昭和５６年４月１日

（９）入所定員　　８０人（ユニット型個室）

３．居室の概要

（１）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、２階・４階に２０部屋、３階に４０部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室	８０　室	
合　計	８０　室	
共同生活室	8　室	
浴室	7　室	小型介護浴槽4台、臥床式機械浴槽3台
医務室	2　室	２階、３階

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

４．職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
１．　施設長（管理者）	1　名	名
２．　介護職員	49.4　名	名
３．　生活相談員	3　名	名
４．　看護職員	7.4　名	名
５．　機能訓練指導員	1　名	名
６．　介護支援専門員（兼務）	4　名	名
７．　医師（嘱託医師）	0.2　名	必要数
８．　栄養士（管理栄養士含む）	2.5　名	名
９．　調理員	6.35 名	必要数
１０．事務員	3　名	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤　務　体　制
１．管理者	月曜日～日曜日　　９：００～１８：００
２．医師	水曜日　１４：００～１６：００ 金曜日　１４：００～１６：００
３．介護職員	標準的な時間帯 早番　　：　　７：００～　９：００ 日勤　　：　　９：００～１８：００ 遅番①　：　　１０：３０～１９：３０ 遅番②　：　　１１：００～２０：００ 遅番③　：　　１２：００～２１：００ 夜勤　　：　　２１：００～翌７：００
４．看護職員	標準的な時間帯 日勤　：　　９：００～１８：００ 遅番　：　　１０：００～１９：００
５．機能訓練指導員	月曜日～日曜日　　９：００～１８：００
６．栄養士・調理員	標準的な時間帯 早番　　：　　６：００～１５：００ ６：３０～１５：３０ 日勤　　：　　９：３０～１８：３０ 遅番　　：　　１０：３０～１９：３０
７．生活相談員	月曜日～日曜日　　９：００～１８：００
８．事務員	月曜日～日曜日　　８：３０～１７：３０

☆土日、年末年始は上記と異なる場合もあります。

５．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当施設が提供するサービスについて、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。ただし、居住費、食費の利用負担額に関しては、利用する居室の類別や利用者の収入等により異なります。（平成１７年１０月１日改正）また利用者の身体等の状況により個別サービス料の負担が生じます。（平成２１年４月１日改正）

〈サービスの概要〉

（１）日常生活継続支援加算　　⇒　　４６単位／日

質の高いケアを実施する施設に対する評価として、介護福祉士の数が、常勤換算で入所者６名に対して１名以上。かつ、以下のいずれかを満たしている場合は加算されます。

ア、新規入所者のうち、要介護度が４～５の割合が７０％以上。

イ、新規入所者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が６５％以上であること。

ウ、たんの吸引等が必要な入所者の占める割合が１５％以上。

（２）夜勤職員配置加算　　⇒　　１８単位／日

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を１人以上上回っていること。

① 食事

・当施設は、管理栄養士が、医師、看護師及び介護支援専門員、その他の職種が共同して「栄養ケア・マネジメント」を実施する体制を整備した事業所です。
・当施設では、管理栄養士が作成する献立表により、ご利用者の身体の状況、および嗜好を考慮した栄養価の食事を提供します。
・入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、「栄養マネジメント強化加算」を算定します。

区　　分	介護サービス費	介護保険からの給付	自己負担額
栄養マネジメント強化加算	１１０円／日	９９円／日	１１円／日

・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を取って頂くことを原則としています。
・保温冷庫で配膳し、適温でお食事を提供します。
・ご利用者の病状等に応じて、医師の発行する食事せんに基づいた「療養食」を提供します。また、傷病等による著しい嚥下障害を有し経管栄養であっても医師の指示書に基づく「経管栄養食から経口食への移行」や経口で食事摂取ができるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対し、経口摂取維持計画（原則180日が目安）を作成し、自力摂取が維持できるよう援助します。

「口腔衛生管理加算」、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士により、ご利用者の口腔ケアに係る技術指導及び助言を得て、個々のケアプランに口腔ケアマネジメント計画を策定し、口腔機能維持に努めます。この加算は、１か月単位で算定します。

ただし、これに係る介護サービス費の一割負担（下記表参照）が発生します。

区　　分	介護サービス費	介護保険からの給付	自己負担額
療養食加算	１８０円／日	１６２円／日	１８円／日
経口移行加算	２８０円／日	２５２円／日	２８円／日
経口維持加算Ⅰ(※１)	4,000円／日	3,600円／日	４００円／日

経口維持加算Ⅱ(※２)	900円／月	８１０円／月	９０円／月
口腔衛生管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)	1,100円／月	９９０円／月	１１０円／月

※１　経口維持加算Ⅰ　：入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合。

※２　経口維持加算Ⅱ　：(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察、及び会議等に医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。

☆嚥下機能障害とは・・・食事や水分にむせる、咳が出やすい、痰が多い、パサついた食事や繊維の多い食事が食べにくい。食事をなかなか飲み込めず時間がかかる。口腔内に悪性腫瘍がある等の症状が見られる場合、嚥下機能障害と評価します。

・（食事時間）

朝食：　７：３０～　　昼食：１２：００～　　夕食：１７：３０～

②入浴

・入浴又は清拭を週２回行います。

・ご利用者の身体状況に応じた浴槽を使用して入浴して頂きます。

③排泄

・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員等により、ご利用者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、機能訓練の実施・評価・計画の見直しを定期的に行い、安定した日常生活の維持に必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

区　　分	介護サービス費	介護保険からの給付	自己負担額
個別機能訓練加算	１２０円／日	１０８円／日	１２円／日

⑤健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥看護体制加算

・ご利用者の重度化等に伴う医療ニーズに対応するため、医師・看護職員・介護職員・管理栄養士・生活相談員等が連携し、緊急時には夜間においても看護職員との連絡が取れるよう体制を整備し、的確な看護指示が行える２４時間体制の確保を行うとともに、常に看護職員から嘱託医師への連絡および協力病院への受診が可能となる体制を整備しています。

区　　分	介護サービス費	介護保険からの給付	自己負担額
看護体制加算（Ⅰ）	６０円／日	５４　円／日	６円／日
看護体制加算（Ⅱ）	１３０円／日	１１７　円／日	１３円／日

・看護体制加算（Ⅰ）とは、常勤の看護師を1名以上配置している事業所です。

・看護体制加算（Ⅱ）とは、看護職員を最低配置基準より１名以上上回って配置し、尚且つ常勤換算で入所者数２５名ごとに１名以上の看護職員配置に加え、当事業所の看護職員または病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、２４時間の連絡体制を確保しています。

⑦看取り介護加算（Ⅰ）（Ⅱ）

・ご利用者個々の疾病や身体状況および、ご家族の希望による「看取り」の体制を整備しています。疾病の進行や身体機能の低下等の様々な要因による「看取り介護」を医師・看護職員・介護職員・管理栄養士・生活相談員等が協働して取り組みます。

区　　分		介護サービス費	介護保険からの給付	自己負担額
看取り介護加算	死亡日以前31日～45日以下	1,440円／日	1,296円／日	144円／日
	死亡日２日～３日	6,800円／日	6,120円／日	680円／日
	死亡日	1,2800円／日	11,520円／日	1,280円／日

※看取り介護の実施にあたっては、「看取り介護実施同意書」の作成が、必要となります。

※「看取り介護」の対象となった場合は、医師がターミナル期にあると診断した時点で、医師ならびに施設が、ご家族に対し、「看取り介護加算」の実施にかかる説明を行い、同意の書面に署名・押印をいただきます。

「看取り介護加算」対象の起算日は、医師の診断日となります。また、亡くなられた日から遡ること最長３０日を限度とした期間が適用されます。（施設から退所し、在宅や病院等へ入院した場合でも、評価されます。）

琴江荘における「看取り介護」指針

１．看護職員・介護職員・管理栄養士・生活相談員等が連携し、ご利用者個々の疾病や身体状況および、ご家族の希望等による「看取り介護」の体制を整備しています。

２．緊急時には夜間においても看護職員との連絡が取れるよう体制を整え、２４時間体制で的確な看護・介護指示を行います。

また、常に看護職員から嘱託医師への連絡および協力病院への受診が可能となる体制を整備しています。ただし、当施設内での医療行為は行えません。

３．「看取り介護」にかかる個室を確保しています。

４．管理者を中心とした各職員の調整や医師、家族との連絡調整に関しては、記録を残すようにします。

５．ご利用者が重篤な状態に際しては、ご家族が２４時間付き添い、共に過ごせる環境を整えるよう配慮します。

⑧その他の自立のための援助

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第５条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費・食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。また、ご利用者の収入に応じても自己負担額が異なります。）

①ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度１ 6,700円	要介護度２ 7,400円	要介護度３ 8,150円	要介護度４ 8,860円	要介護度５ 9,550円
②うち、介護保険から給付される金額		6,030円	6,660円	7,335円	7,974円	8,595円
基本利用料	③サービス利用に係る自己負担額	670円	740円	815円	886円	955円
	④日常生活継続支援加算	４６				
	⑤個別機能訓練加算	１２				
	⑥夜勤職員配置加算	１８				
	⑦看護体制加算Ⅰ、Ⅱ	１２				
３．小　　計		７５８	８２８	９０３	９７４	１０４３
４．食事に係る標準自己負担額（利用者の収入により異なります。）		１，４４５／日				
５．居住費（利用者の収入に応じて異なります）		２，０６６円／日				
６．自己負担額合計（３＋４＋５）		4,209円	4,279円	4,354円	4,425円	4,494円

※科学的介護推進体制加算は月額５０円、口腔衛生管理加算（Ⅰ）は月額９０円、（Ⅱ）は月額１１０円、個別機能訓練加算（Ⅱ）は月額２０円。栄養マネジメント強化加算は1日１１円（月額は１１円×日数）

☆令和６年４月１日改正施行

（２）その他介護給付サービス加算（契約書第４条参照）

・介護職員等処遇改善加算は1ケ月のご利用料金に１４％を乗じた額をご負担いただきます。

・初期加算・利用者が新規に入所及び１ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算（介護給付額　１日　３００円　）

・入院・外泊時加算・利用者が入院及び外泊した場合、６日を限度として加算。
（ただし入院・外泊の初日及び末日の負担はありません。介護給付額１日２４６円）

・療養食加算・医師の指示（食事せんに基づく療養食を提供した場合
（介護給付額１日２３０円　）

（３）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第７条参照）

①食事の提供に要する費用

☆食費の利用者負担となる範囲は、食材料費プラス調理費で、栄養管理費用は介護保険から給付されます。また、所得の低い方の負担の上限は次のとおりです。

負担限度額				基準費用額
利用者負担第１段階	利用者負担第２段階	利用者負担第３段階①	利用者負担第３段階②	利用者負担第４段階
３００円／日 （約1.0万円）	３９０円／日 （約1.2万円）	６５０円／日 （約2.0万円）	1,３６０円／日 （約4.1万円）	1,４４５円／日 （約4.4万円）

②居住に要する費用

☆居住費の範囲は、居住環境に応じて設定され、所得の低い方の負担の上限は次のとおりです。

	負担限度額			基準費用額
	第１段階	第２段階	第３段階①②	
ユニット型個室	880円／日 （約2.6万円）	880円／日 （約2.6万円）	1,370円／日 （約4.2万円）	2,066円／日 （約6.3万円）

☆令和6年8月1日改正施行

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。（契約書第21条、第24条参照）

１．サービス利用料金	2,460円
２．うち、介護保険から給付される金額	2,214円
３．自己負担額（１－２）	２４６円

（４）その他の介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第４条、第７条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 特別な居室

「厚生大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準」によりさだめられた居室（琴江荘には特別な居室の設定は、ありません。）

③理髪・美容

［理髪サービス］

月に１回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃等）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり　　円（今年度は無料です）

④貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：　手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：１か月当たり当面は無料です

金品の預かりについては、別に定める預かり金規定に基づき行います。

⑤複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は、当荘で用意しますが実費をご負担いただく場合があります。

⑥ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ、ｸﾗﾌﾞ活動

ご利用者の身体状況や希望によりﾚｸﾘｴｰｼｮﾝやｸﾗﾌﾞ活動に参加していただくことができ

ます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

…年度行事予定については、事業計画書のとおり行う予定です。

（利用料金＝材料代などいただくことがあります。）

ii)クラブ活動

書道、生花、手芸、音楽（材料代等の実費をいただきます。）

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧契約書第２２条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る一日当たりの料金、

ご契約者の要介護度料金	要介護度１	要介護度２	要介護度３	要介護度４	要介護度５
	6,380円	7,050円	7,780円	8,460円	9,130円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合　　6，300円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。（契約書第８条）介護保険制度の変更改正による料金の変更は、改正告示後、ご説明します。

（５）利用料金のお支払い方法（契約書第７条参照）

前記（１）～（４）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払

イ．下記指定口座への振り込み

阿波銀行　　阿南支店　普通預金０４７３６６２

ﾄｸﾍﾞﾂﾖｳｺﾞﾛｳｼﾞﾝﾎｰﾑ　ｷﾝｺｳｿｳ

口座名義人　特別養護老人ホーム　琴江荘

ｼｾﾂﾁｮｳ　　ﾆｵ　　ｹｲｲﾁ

施設長　　仁尾　圭一

（６）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療

を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）但し、利用者の急激な体調等の変化により事業者が必要と認めた場合に限り、契約者の同意(連絡がとれない場合)を得ず下記医療機関およびその他の医療機関で診療を受ける場合があります。

①協力医療機関

医療機関の名称	阿南医療センター
所在地	阿南市宝田町川原２番地
診療科	内科、外科、整形外科、泌尿器科放射線科、麻酔科ほか

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人親和会　　神原歯科
所在地	阿南市富岡町トノ町８１番地１

６．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。（契約書第１６条参照）

① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
※契約書１７条、１８条参照
⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）
※契約書１９条参照

（１）ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第17条、第18条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご利用者が入院された場合
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第１９条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続 しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが４か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

＊利用契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第１９条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、６日間以内の短期入院の場合

１ヶ月につき6日以内（連続７泊、翌月にまたがる場合は１２泊）に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（１日あたり２４６円）

②７日間以上３ヶ月以内の入院の場合

３ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③３ヶ月以内の退院が見込まれない場合

３ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

〈入院期間中の利用料金〉

上記、入院中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、ご利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

（３）円滑な退所のための援助（契約書第２０条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
○居宅介護支援事業者の紹介
○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご利用者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として、４６０円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

７．残置物引取人（契約書第２３条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第２３条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

８．苦情の受付について

（１）当施設における苦情の受付（契約書第２６条参照）

当施設において、サービス提供中はケガ等事故発生については、未然に発生を防ぐこと（予防）に努めることは当然であるが、不幸にして発生した場合、救急救命処置を第一に、その場に居合わせた職員が利用者の生命の確保と身体の安全確保を行います。職員の能力・経験等の差異をなくすため、研修などを通じ職員の対応に万全をきすようにしております。

また、職員や施設の対応について利用者・家族が十分に納得できない場合は、苦情として捉え、利用者サービスの向上に努めるようにしております。

そのため当施設における苦情やご相談は下記の窓口で受け付けております。

○苦情受付窓口（担当者）

［職名］　生活相談員　亀川　好広　・　西岡　祥

○受付時間　毎週月曜日～金曜日　９：００～１８：００

○苦情解決責任者

［職名］　施設長　仁尾　圭一

（２）行政機関その他苦情受付機関

阿南市・市役所 介護保険担当課	所在地　阿南市富岡町トノ町１２－３ 電話番号　０８８４―２２－１７９３ 受付時間　午前　８：３０～午後　５：００
各市町村役場	所在地 電話番号 受付時間　午前　８：３０～午後　５：００
国民健康保険団体連合会	所在地　徳島市川内町平石若松７８－１ 電話番号　０８８－６６５－７２０５ 受付時間　午前　８：３０～午後　５：００

９．事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合の対応について

１．ご家族、契約者（ご連絡先）、必要に応じて市町村に速やかに事故状況の等の報告を行います。
２．ご利用者の救命や安全確保を最優先に救急処置を行なうとともに、ご利用者が指定する病院、主治医への連絡および医療機関との連携を速やかに行ないます。
３．事故が発生した場合は事実を調査，確認し事故の究明分析を行ないます。ご家族ご契約者に経過報告も行ない整理し記録を行ないます。
４．事故発生直後の初期対応手順や医療器具の設置場所や緊急連絡継送リストを整備し、全職員が理解し速やかに対応できるよう周知徹底を行ないます。
５．常にご利用者ご契約者の立場に立ち、ご利用者の心身の特徴や状態を常に把握し、ケアプラン等を活用しながらサービスの質の向上を図るよう職員が連携を図ると共に介護技術の研鑽に努め，より良いサービスの提供を目指します。
６．事故が発生した場合は施設全体で受けとめ、窓口を一本化し、ご家族ご契約者と連携を図り誠意をもって事故解決に努めます。
７．賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償等の手続きを速やかに行ないます。当施設は「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しております。

令和　　年　　月　　日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設　　特別養護老人ホーム　　琴江荘

説明者職氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者　住所

氏名　　印

利用者　住所

氏名　　印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉

１．施設の概要

（１）建物の構造　　鉄筋コンクリート造　地上４階、

（２）建物の延べ床面積　　５，２６６．２２　㎡

（３）併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]　平成１２年３月２９日指定　徳島県第３６７０４０００４７号
定員　　２０　名

[通所介護]　　平成１２年３月２４日指定　徳島県第３６７０４０００４７号
定員　２０　名（一般型）

[居宅介護支援事業]　平成１１年８月６日指定　徳島県第３６７０４０００４７号

[訪問介護事業所]　平成１２年３月２９日指定　徳島県第３６７０４０００４７号

（４）施設の周辺環境＊

（騒音、日当たり等）当施設は、騒音などのない田園地の閑静な場所にあり、四季折々の季節感あふれた風景が窓から見えます。各居室は日あたり良く、室内は冷暖房が完備しています。

２．職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。約３名の利用者に対して１名以上の介護職員を配置しています.。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
２名の生活相談員を配置しています。

看護職員…　主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
8.87名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。
１名の機能訓練指導員を配置しています。（看護師が兼任しています。）

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。
４名の介護支援専門員資格者を配置しています。

医　師　……　ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
１名の医師を配置しています。

３．契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約

書第２条参照）

①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画は、〇か月（※要介護認定有効期間）に１回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

４．サービス提供における事業者の義務（契約書第9条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

② ご利用者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します。

②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。

③利用ご者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

④ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、サービスの利用完結日から５年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ 利用ご者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

５．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限＊

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

毒物、危険物など以外の持ち込み制限は有りませんが、利用者によっては食べ物等が　医療上制限されている場合があります。職員に確認してください。

（２）面会

面会時間　　８：３０～２０：００

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、飲酒、食糧品の持ち込み時は職員に連絡ください。

（３）外出・外泊（契約書第２４条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月６日間とさせていただきます。複数の月にまたがる場合には、連続１２泊以内とさせていただきます。なお、外泊期間中、１日につき２４６円（介護保険給付の一部負担分）を負担していただきます。

（４）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書　５（１）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

（５）施設・設備の使用上の注意（契約書第１１条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（６）喫煙

施設内は禁煙となっておりますので喫煙はできません。

６．損害賠償について（契約書第10条、第13条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

附　　則

この重要事項説明書は、平成12年4月1日から施行する。

・平成13年 1月 1日　　改正施行（第5条、22条　改正）
・平成14年 4月 1日　　改正施行（事故発生時の対応について）
・平成15年 4月 1日　　改正施行（利用料金改訂）
・平成17年10月 1日　　改正施行（利用料金、居住費等改訂）
・平成18年 4月 1日　　改正施行（介護サービス費改定、施設体制整備に係る加算）
・平成21年 4月 1日　　改正施行（介護サービス費改定、施設体制整備に係る加算）
・平成24年 4月 1日　　改正施行（介護サービス費改定）
・平成26年 4月 1日　　改正施行（介護サービス費改定）
・平成27年 8月 1日　　改正施行（利用料金、居住費等改訂）
・平成29年 4月 1日　　改正施行（介護職員処遇改善加算等改訂）
・平成30年 4月 1日　　改正施行（介護サービス費改定）
・令和 1年10月 1日　　改正施行（介護サービス費改定、介護職員等特定処遇改善加算改訂）
・令和 3年 8月 1日　　改正施行（食費改訂）
・令和 4年10月 1日　　改正施行（介護サービス費改定）
・令和 6年 4月 1日　　改正施行（介護サービス費改定）
・令和 6年 8月 1日　　改正施行（居住費改定）

別紙様式　4（契約書第１０条関係書類）

個　人　情　報　使　用　同　意　書

介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム　琴江荘　　殿

私（利用者及び家族）の個人情報については、下記に記載するところによる必要最小限の範囲内で、使用することに同意します。

１．使用の目的

介護サービス計画（ｹｱﾌﾟﾗﾝ）書に沿って円滑にサービスの提供がなされるようにサービス担当者会議および医療関係機関、介護支援専門員従事者との連絡調整において、必要となった場合

２．条件

①　個人の情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れないように細心の注意を払うこと。

②　個人情報を使用した会議、相手方、内容などの経過を記録しておくこと

令和　　年　　月　　日

利用者家族　住所
氏名　　印

利　用　者　住所
氏名　　印